

知財の広場

知財の“保険”という側面

他県の発明協会の記事を読んでいて弁理士職業賠償責任保険なるものに目がとまりました。

弁理士法に規定される弁理士業務に起因する法律上の賠償責任を補償するものです。各種手続きの期限徒過や補正ができない事項の記載漏れなどの事故例があるようです。

振り返って身の回りのよく知られている保険としては、

- ・生命保険…生命、医療、ガン、学資、介護保険など
- ・損害保険…自動車、バイク、自転車、旅行保険など

があります。

弁理士職業賠償責任保険は専門職業人賠償責任保険の中の一つです。

いわゆる“士業”と言われる専門家に限らず何らかの職を生業にしていれば保険は必要不可欠。

農業にも各種の共済制度（収入、作物、農機具など）があります。

大小を問わず事業活動に保険は必須と考えた方が良いのではないのでしょうか。特許権、意匠権、商標権などの知的財産権も“保険”という側面があるとよく言われます。

特に自社の商品／サービスの名称、ロゴマークなどが意図せず／知らないうちに侵害という“事故”に遭遇しないためにも商標権の取得はお勧めです。費用はざっくり1年間1区分、約4,000円前後で、安心して事業を推進できます。

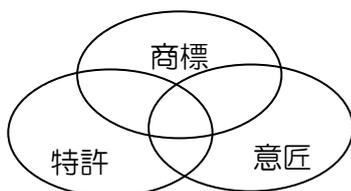
さらに自社の製品／商品に含まれるアイデア、製法、構造、デザインなどを複合的に護るために特許権、意匠権の活用をお勧めいたします。

特許権、意匠権、商標権による多面的保護

商品のシリーズ名を保護…商標

商品の包装／パッケージのデザインを保護…商標、意匠

商品の包装／パッケージの構造的特徴を保護…特許



木村誠治（知財ナビゲーター）